

新城市自治基本条例 テーマ別まとめ

○地域活動と市民活動

1. 地域活動

1-1（地域理解）

- 01 自然・歴史・文化の誇りをもつ。
- 02 地域を知り、地域にあった活動をする。
- 03 同じパッケージではなく、地域ごとに違うもので地域にふさわしい活動をする。
- 04 地域にあった活動をするのが、地域の自立につながる。
- 05 地域にあった活動をするに地域の役割がある。
- 06 集落の行事へ積極的に参加する。
- 07 地域における財産は人であることを認識する。
- 08 地域の人たちが少しでも和をうまく作るようにする。

1-2（地域自治区）

- 01 新城・鳳来・作手の地域内分権（自治区）を進める。
- 02 地域内分権の下に、地域コミュニティの組織化・共同性をつくる。

2. 市民活動

2-1（市民参加）

- 01 市民全員がまちづくりの主役である。
- 02 子どもから大人まで多くの人が参加できる活動をする。
- 03 気持ちのよいまちづくりを展開する。

2-2（NPO）

- 01 行政は、NPOの活動を尊重する。
- 02 行政だけではまちをつくっていけないことを認識する。
- 03 今までの行政のあり方を変える。

行政・議会が一定の方向を示さなければ、市民の活動は実を結ばない（白井委員）。
有権者である市民の意識が変らなければ、議会・行政も変らない（田村委員）。

3. 様々な活動の連携

3-1（助け合い）

- 01 人と人とのつながりを大切にする。
- 02 助け合いの仕組みを作り安全安心の社会を築きます。
- 03 助け合いの精神からコミュニティは必要である。

3-2（認め合う）

- 01 他の活動集団の存在を認める。
- 02 信頼し合う心と態度で、無理をしないのできることをすることから始める。

3-3（ルール）

- 01 人の話をよく聞くシステムをつくる。
- 02 みんなの意見を出し合える空気で参加しやすいルールをつくる。

3-4（世代間・地域間交流）

- 01 交流は大切だが、その行為が目的化すると重くなる。
- 02 市内・市外の方とネットワークを結び交流する。

3-5（自立と連携）

- 01 臆する気持ちの打破とその態度をたたえる周囲の態度をお互いが持つ。
- 02 覚悟と本気でもって意識を向上させる。
- 03 自立と連携でもって、行政から自立する。
- 04 特定の組織だけでなく幅広く他のグループとの連携をとる。
- 05 連携して活動することによりお互いのパワーをつける。

3-6（補完性の原則）

- 01 自治は、自分たちで考えて、自分たちで決め、自分たちで行動すること。
- 02 個人がやったほうがいいこと、うまくできることは、市民個人が行う。
- 03 地域が行ったほうがいいこと、うまくできることは、地域で活動する。
- 04 行政が行ったほうがいいこと、うまくできることは、行政が行う。
- 05 議会が行ったほうがいいこと、うまくできることは、議会が行う。
- 06 それぞれの活動は、自治のひとつである。

3-7（情報共有）

- 01 さまざまな活動が互いに有効に機能するため、連携間の情報の共有、組織内部の情報を共有する。

3-8（資金）

- 01 地域活動を支える資金を確保し、自立できるよう努力する。

4. 自治の担い手の育成

4-1（地域の宝）

- 01 子ども、子育て、老人を大事にする。
- 02 地域で子どもを育てることはやがて地域づくりにつながる。

4-2（コーディネーター）

- 01 おせっかいさんという人と物、基盤である生活基盤がしっかりしていないとコミュニティは成り立たない。
- 02 おせっかいさんを盛り立てる。

4-3（地域担当職員）

- 01 地域担当制における市役所職員は、自治のセールスマンである。
- 02 まちづくりは、まちづくりの面とまちつくりの面がある。

4-4（将来の夢）

- 01 新城で生きたいという意識の共有をはかる。
- 02 新城の目指すべきまちの姿を共有する。
- 03 各地区があきらめをなくす努力をする。
- 04 夢づくりを持ってこの地域を守る。

○市民会議

市民会議

（市民会議）

- 01 市民会議を設置し、市民意見の受け入れ検討の場をつくる。
- 02 市民意見を行政及び議会へ反映させる仕組みをつくる。

○住民投票

住民投票

（住民投票）

- 01 住民投票制度をもちこむ。